

議案第1号

日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年1月23日提出

日野町長 景山 享弘

日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成9年日野町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																											
<p>(使用料)</p> <p>第17条 施設の使用者は、施設の維持管理及び使用に要する費用として、別表第3に基づいて算定した額に100分の8を乗じて得た額を納めなければならない。ただし10円未満については切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3(第17条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般家庭の使用料の額 1か月につき</td> <td rowspan="3">備考 世帯の人数については前月末現在とする</td> </tr> <tr> <td>世帯割</td> <td>2,570円</td> </tr> <tr> <td>世帯員割</td> <td>1人につき 428円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般家庭以外の使用料の額 1か月につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水道水の使 用水量</td> <td>基本料金</td> <td>10m³まで 3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金</td> <td>基本使用水量の10m³を超える水量 1m³～30m³</td> </tr> <tr> <td>1m³当たり</td> <td>104円</td> </tr> <tr> <td>31m³～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1m³当たり</td> <td>123円</td> </tr> </table>		一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については前月末現在とする	世帯割	2,570円	世帯員割	1人につき 428円	一般家庭以外の使用料の額 1か月につき		水道水の使 用水量	基本料金	10m ³ まで 3,000円	超過料金	基本使用水量の10m ³ を超える水量 1m ³ ～30m ³	1m ³ 当たり	104円	31m ³ ～			1m ³ 当たり	123円	<p>(使用料)</p> <p>第17条 施設の使用者は、施設の維持管理及び使用に要する費用として、別表第3に基づいて算定して得た額を納めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3(第17条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般家庭の使用料の額 1か月につき</td> <td rowspan="3">備考 世帯の人数については前月末現在とする</td> </tr> <tr> <td>世帯割</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>世帯員割</td> <td>1人につき 450円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般家庭以外の使用料の額 1か月につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水道水の使 用水量</td> <td>基本料金</td> <td>10m³まで 3,150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金</td> <td>基本使用水量の10m³を超える水量 1m³～30m³</td> </tr> <tr> <td>1m³当たり</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>31m³～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1m³当たり</td> <td>130円</td> </tr> </table>		一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については前月末現在とする	世帯割	2,700円	世帯員割	1人につき 450円	一般家庭以外の使用料の額 1か月につき		水道水の使 用水量	基本料金	10m ³ まで 3,150円	超過料金	基本使用水量の10m ³ を超える水量 1m ³ ～30m ³	1m ³ 当たり	110円	31m ³ ～			1m ³ 当たり	130円
一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については前月末現在とする																																											
世帯割	2,570円																																												
世帯員割	1人につき 428円																																												
一般家庭以外の使用料の額 1か月につき																																													
水道水の使 用水量	基本料金	10m ³ まで 3,000円																																											
	超過料金	基本使用水量の10m ³ を超える水量 1m ³ ～30m ³																																											
		1m ³ 当たり	104円																																										
		31m ³ ～																																											
	1m ³ 当たり	123円																																											
一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については前月末現在とする																																											
世帯割	2,700円																																												
世帯員割	1人につき 450円																																												
一般家庭以外の使用料の額 1か月につき																																													
水道水の使 用水量	基本料金	10m ³ まで 3,150円																																											
	超過料金	基本使用水量の10m ³ を超える水量 1m ³ ～30m ³																																											
		1m ³ 当たり	110円																																										
		31m ³ ～																																											
	1m ³ 当たり	130円																																											

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。